

I 調査の概要

1 調査目的

本調査は、函館市内の企業における従業員の賃金をはじめとする労働条件等の実態を把握するとともに、労働力の確保・定着を図るための基礎資料とすることを目的に実施した。

2 調査事項

(1) 正規従業員

- ① 従業員数（男女，年齢別）
- ② 労働時間・週休2日制（所定労働時間，時間外労働時間，週休2日制）
- ③ 賃金・手当（基本給，基本給＋諸手当，初任給，定期昇給・ベースアップ，生活補助給・諸手当，諸制度）
- ④ 高齢者雇用安定法の取り組みについて
- ⑤ 労働力（新規学卒者・その他の採用状況，インターンシップの受け入れ，現在の労働力と今後の採用，正規雇用への転換）

(2) 契約社員・臨時従業員（従業員数，雇用契約期間，賃金，仕事内容，労働契約，就業規則，諸制度，正規雇用への転換，同一労働同一賃金への対応）

(3) パートタイム従業員（従業員数，在職期間，労働時間，労働日数，賃金，仕事内容，労働契約，就業規則，諸制度，正規雇用への転換，同一労働同一賃金への対応）

(4) 育児休業，両立支援，介護休業制度（育児休業，介護休業，仕事と子育ての両立支援制度）

(5) その他（障がい者の雇用，働き方改革，外国人の雇用，雇用問題）

3 調査基準日

令和5年8月31日現在

4 調査産業

1. 農業・林業 2. 漁業 3. 鉱業・採石業・砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業・郵便業 9. 卸売業・小売業 10. 金融業・保険業 11. 不動産業・物品賃貸業 12. 学術研究・専門・技術サービス業 13. 宿泊業・飲食サービス業 14. 生活関連サービス業・娯楽業 15. 教育・学習支援業 16. 医療・福祉 17. 複合サービス事業 18. サービス業（他に分類されないもの）の18分類

5 調査対象

市内に所在する従業員 10 人以上規模の全事業所 (2,079 事業所)

市内に所在する従業員 10 人未満の事業所 (1,000 事業所を抽出)

従業員 10 人未満の事業所については、10 人以上の事業所が全数調査であるのに対して、抽出での調査であり、調査結果は参考値として扱うこととする。

6 調査方法

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒およびメールにより回収した。

7 調査回答状況

○従業員 10 人以上事業所

当初、調査対象を 2,079 事業所とし、調査票を郵送したが、従業員が 10 人未満となっていた事業所や移転した事業所等があったため、これらを除外した 1,896 事業所を実質の調査対象とし、このうち 638 事業所から有効回答を得た。

回答状況は次表のとおりである。

抽出事業所数 (郵送件数) (A)	対象外事業所数 (B)	実質対象事業所数 (C) = (A) - (B)	有効回答事業所数 (D)	回答率 (D) ÷ (C) × 100
2,079	183	1,896	638	33.6

《産業別・従業員数別回答状況》

単位:事業所, %

区 分	有効回答 事業所数	従業員数による規模別事業所数				従業員数による規模別構成比				
		10～29人	30～49人	50～99人	100人～	合計	10～29人	30～49人	50～99人	100人～
総 数	638	371	122	90	55	100.0	58.2%	19.1%	14.1%	8.6%
農 業 ・ 林 業	1	1	—	—	—	100.0	100.0%	—	—	—
漁 業	6	6	—	—	—	100.0	100.0%	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	75	55	13	6	1	100.0	73.3%	17.3%	8.0%	1.4%
製造業	70	34	16	16	4	100.0	48.5%	22.9%	22.9%	5.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	1	—	—	100.0	66.7%	33.3%	—	—
情報通信業	7	4	—	2	1	100.0	57.1%	—	28.6%	14.3%
運輸業・郵便業	46	22	7	8	9	100.0	47.8%	15.2%	17.4%	19.6%
卸売業・小売業	94	54	17	16	7	100.0	57.5%	18.1%	17.0%	7.4%
金融業・保険業	16	9	5	1	1	100.0	56.3%	31.3%	6.2%	6.2%
不動産業・物品賃貸業	10	9	1	—	—	100.0	90.0%	10.0%	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	15	11	2	1	1	100.0	73.3%	13.3%	6.7%	6.7%
宿泊業・飲食サービス業	40	24	8	5	3	100.0	60.0%	20.0%	12.5%	7.5%
生活関連サービス業・娯楽業	9	6	—	2	1	100.0	66.7%	—	22.2%	11.1%
教育・学習支援業	45	20	16	5	4	100.0	44.4%	35.6%	11.1%	8.9%
医療・福祉	139	78	26	20	15	100.0	56.1%	18.7%	14.4%	10.8%
複合サービス事業	5	3	—	1	1	100.0	60.0%	—	20.0%	20.0%
サービス業(他に分類されないもの)	57	33	10	7	7	100.0	57.9%	17.5%	12.3%	12.3%
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
農 業 ・ 林 業	0.2%	0.3%	—	—	—					
漁 業	0.9%	1.6%	—	—	—					
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—					
建設業	11.8%	14.8%	10.7%	6.7%	1.8%					
製造業	11.0%	9.2%	13.1%	17.8%	7.3%					
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5%	0.5%	0.8%	—	—					
情報通信業	1.1%	1.1%	—	2.2%	1.8%					
運輸業・郵便業	7.2%	5.9%	5.7%	8.9%	16.4%					
卸売業・小売業	14.7%	14.6%	13.9%	17.8%	12.7%					
金融業・保険業	2.5%	2.4%	4.1%	1.1%	1.8%					
不動産業・物品賃貸業	1.6%	2.4%	0.8%	—	—					
学術研究・専門・技術サービス業	2.4%	3.0%	1.6%	1.1%	1.8%					
宿泊業・飲食サービス業	6.3%	6.5%	6.6%	5.6%	5.5%					
生活関連サービス業・娯楽業	1.4%	1.6%	—	2.2%	1.8%					
教育・学習支援業	7.1%	5.4%	13.1%	5.6%	7.3%					
医療・福祉	21.8%	21.0%	21.3%	22.2%	27.3%					
複合サービス事業	0.8%	0.8%	—	1.1%	1.8%					
サービス業(他に分類されないもの)	8.9%	8.9%	8.2%	7.8%	12.7%					

注)「従業員数による規模別事業所数」の従業員数は、正規、契約・臨時、パートタイム従業員数の合計
端数処理の関係で100%にならない場合がある

○従業員10人未満事業所

当初、調査対象として1,000事業所を抽出し、調査票を郵送したが、従業員が10人以上となっていた事業所や移転した事業所等があったため、これらを除外した915事業所を実質の調査対象とし、このうち204事業所から有効回答を得た。

回答状況は次表のとおりである。

抽出事業所数 (郵送件数) (A)	対象外事業所数 (B)	実質対象事業所数 (C) = (A) - (B)	有効回答事業所数 (D)	回答率 (D) ÷ (C) × 100
1,000	85	915	204	22.3

8 用語の説明

本調査に用いられている主な用語の意味は次のとおりである。

(1) 正規従業員

常用雇用されている従業員のうち、雇用期間の定めがなく、一般に「正社員」や「正職員」などと区分されている従業員をさす。また、契約社員・臨時・パートタイム・派遣従業員および役員、医師、船員は除くとともに、事業所が本店、本所の場合は、支店、出張所、営業所、出店などは含めない。

(2) 契約社員・臨時従業員

繁忙期などに期間を定めて雇用され、勤務時間が正規従業員と同じ従業員をいう。パートタイム従業員や派遣従業員は除く。

(3) パートタイム従業員

1日、1週または1か月の労働時間が正規従業員より短い従業員をいう。

(4) 労働時間

就業規則などで定められている始業時から終業時までの時間から休憩時間を差し引いた時間をいう。なお、本調査では、事業所内で職種により労働時間が異なる場合は、適用従業員数が最も多いものとする。

(5) 基本給

従業員個人の属性(年齢、知識、経験、技能) および職務の要求する要素(職務知識、指導、監督責任、業務責任等)によって決定される賃金をいう。従って、年齢や勤続年数、学歴などによる本人給、職能給、役職給、技能給等は含むが、歩合給等の能率給や家族手当、交通費などの生活補助給や時間外手当は含めない。

(6) 定期昇給

就業規則、労働協約、内規等に定められた賃金の定期的増額をいう。

(7) ベースアップ

労働組合の賃金引き上げ要求や、労働の評価基準の引き上げなどによる従業員全員の給与水準の上昇改善をいう。

II 調査結果【従業員10人以上事業所】

1 従業員の構成

本調査の集計対象となった638事業所の全従業員数は29,745人でこのうち正規従業員が18,933人と全体の63.6%を占めており、次いでパートタイム従業員が7,304人で24.6%、契約社員・臨時従業員が3,508人で11.8%となっている。

産業別では、医療・福祉が8,989人と最も多く、次いで卸売業・小売業が3,649人となっている。

正規従業員では医療・福祉が6,330人、契約社員・臨時従業員も医療・福祉が1,163人と最も多く、パートタイム従業員では卸売業・小売業が1,607人と最も多くなっている。

(表1)

表1 従業員の構成

区 分		単位:人, %			
		従業員数	正規従業員	契約社員・ 臨時従業員	パートタイム 従業員
総 数		29,745	18,933	3,508	7,304
農 業 ・ 林 業		12	12	—	—
漁 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取		104	87	16	1
建 設 業		2,064	1,695	310	59
製 造 業		2,995	1,914	388	693
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		56	20	6	30
情 報 通 信 業		721	573	66	82
運 輸 業 ・ 郵 便 業		2,913	1,993	612	308
卸 売 業 ・ 小 売 業		3,649	1,861	181	1,607
金 融 業 ・ 保 険 業		677	565	54	58
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業		198	149	2	47
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		433	321	58	54
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業		1,479	425	60	994
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業		336	102	80	154
教 育 ・ 学 習 支 援 業		1,920	1,092	162	666
医 療 ・ 福 祉 社 会 事 業		8,989	6,330	1,163	1,496
複 合 サ ー ビ ス 事 業		259	184	51	24
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		2,940	1,610	299	1,031
総 数		100.0	63.6	11.8	24.6
正規、 契約、 臨時、 パート タイム 従業員 の構成 比	農 業 ・ 林 業	100.0	100.0	—	—
	漁 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取	100.0	83.7	15.4	0.9
	建 設 業	100.0	82.1	15.0	2.9
	製 造 業	100.0	63.9	13.0	23.1
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	35.7	10.7	53.6
	情 報 通 信 業	100.0	79.5	9.2	11.3
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	100.0	68.4	21.0	10.6
	卸 売 業 ・ 小 売 業	100.0	51.0	5.0	44.0
	金 融 業 ・ 保 険 業	100.0	83.5	7.9	8.6
	不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	100.0	75.3	1.0	23.7
	学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	74.1	13.4	12.5
	宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	28.7	4.1	67.2
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	100.0	30.4	23.8	45.8
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	100.0	56.9	8.4	34.7
	医 療 ・ 福 祉 社 会 事 業	100.0	70.4	13.0	16.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	71.0	19.7	9.3	
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	54.8	10.1	35.1	

2 正規従業員

(1) 正規従業員構成

正規従業員数は、18,933人で、1事業所当たりの平均人数は30人となっている。また、産業別では、1事業所あたり最も正規従業員が多いのは、情報通信業で82人、次いで医療・福祉の46人となっている。

男女別の構成比では、男性57.6%、女性42.4%となっている。

(表2, 別表1・2-P24・25)

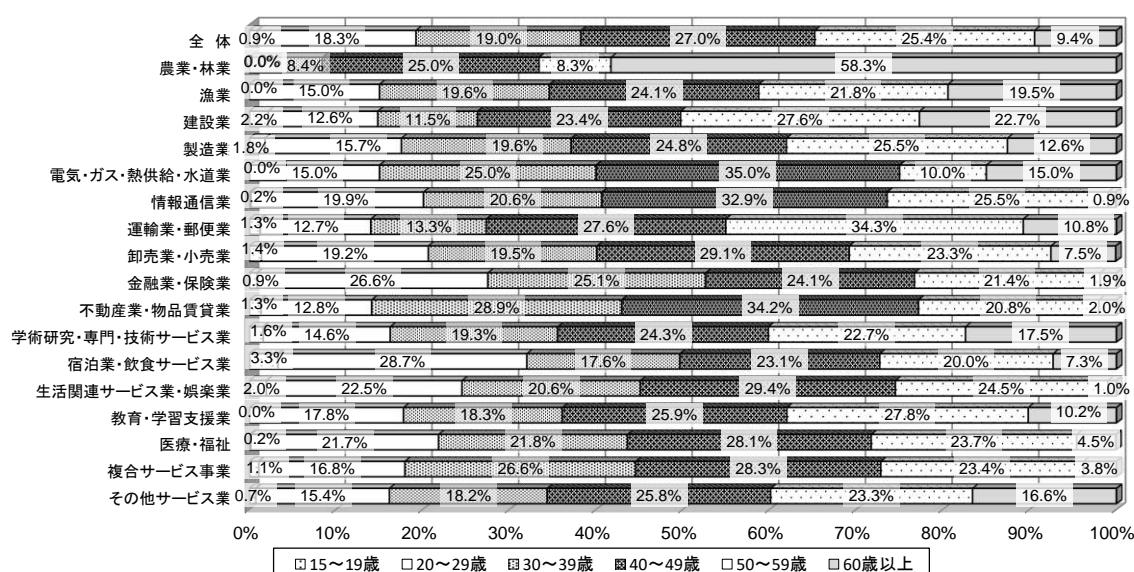
表2 正規従業員の構成

区分	事業所数	正規従業員数		1事業所平均従業員	男女別の構成比	
		人数	構成比%		男性%	女性%
総数	638	18,933	100.0	30	57.6	42.4
農業・林業	1	12	0.1	12	91.7	8.3
漁業・採石業・砂利採取業	6	87	0.5	15	98.9	1.1
建設業	75	1,695	9.0	23	91.1	8.9
製造業	70	1,914	10.1	27	63.6	36.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	20	0.1	7	85.0	15.0
情報通信業	7	573	3.0	82	82.2	17.8
運輸業・郵便業	46	1,993	10.5	43	86.2	13.8
卸売業・小売業	94	1,861	9.8	20	67.8	32.2
金融業・保険業	16	565	3.0	35	49.2	50.8
不動産業・物品賃貸業	10	149	0.8	15	58.4	41.6
学術研究・専門・技術サービス業	15	321	1.7	21	73.8	26.2
宿泊業・飲食サービス業	40	425	2.2	10	57.6	42.4
生活関連サービス業・娯楽業	9	102	0.5	11	58.8	41.2
教育・学習支援業	45	1,092	5.8	24	50.3	49.7
医療・福祉	139	6,330	33.4	46	29.8	70.2
複合サービス事業	5	184	1.0	37	73.4	26.6
サービス業(他に分類されないもの)	57	1,610	8.5	28	68.3	31.7

正規従業員の年齢別構成では、40代が27.0%と最も多く、次いで50代の25.4%、30代の19.0%と続いている。

(図1, 別表1・2-P24・25)

図1 正規従業員の年齢別構成



(2) 労働時間・休日

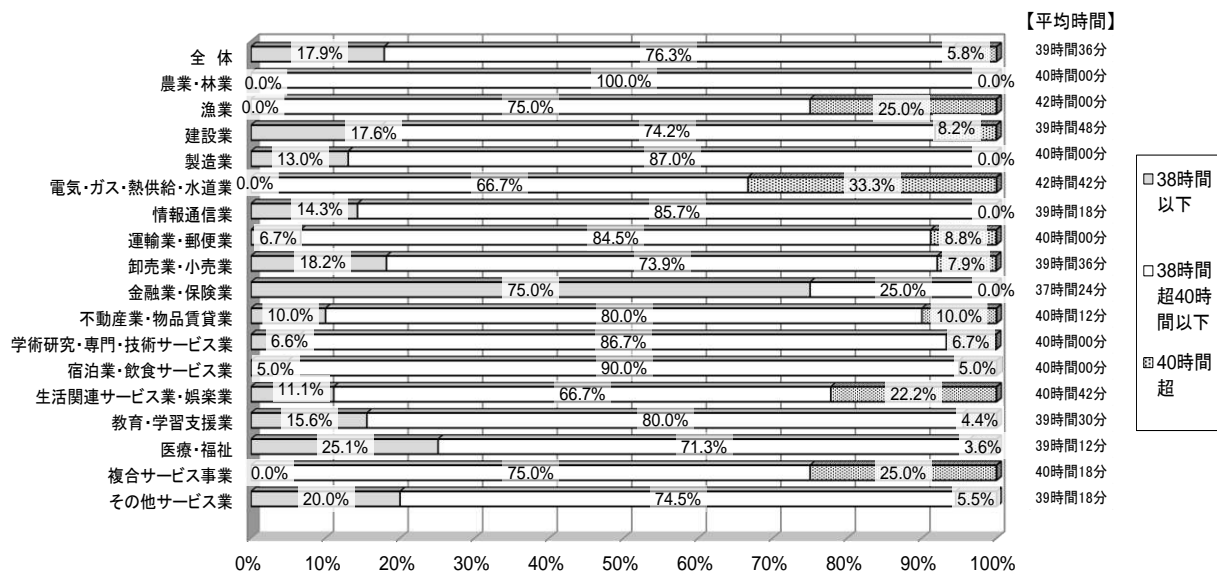
① 労働時間

1 週の所定労働時間の平均は、39 時間 36 分となっている。

産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業が 42 時間 42 分と最も長く、次は漁業が 42 時間、生活関連サービス業・娯楽業が 40 時間 42 分となっている。

(図 2, 別表 3-P 26)

図 2 1 週の労働時間



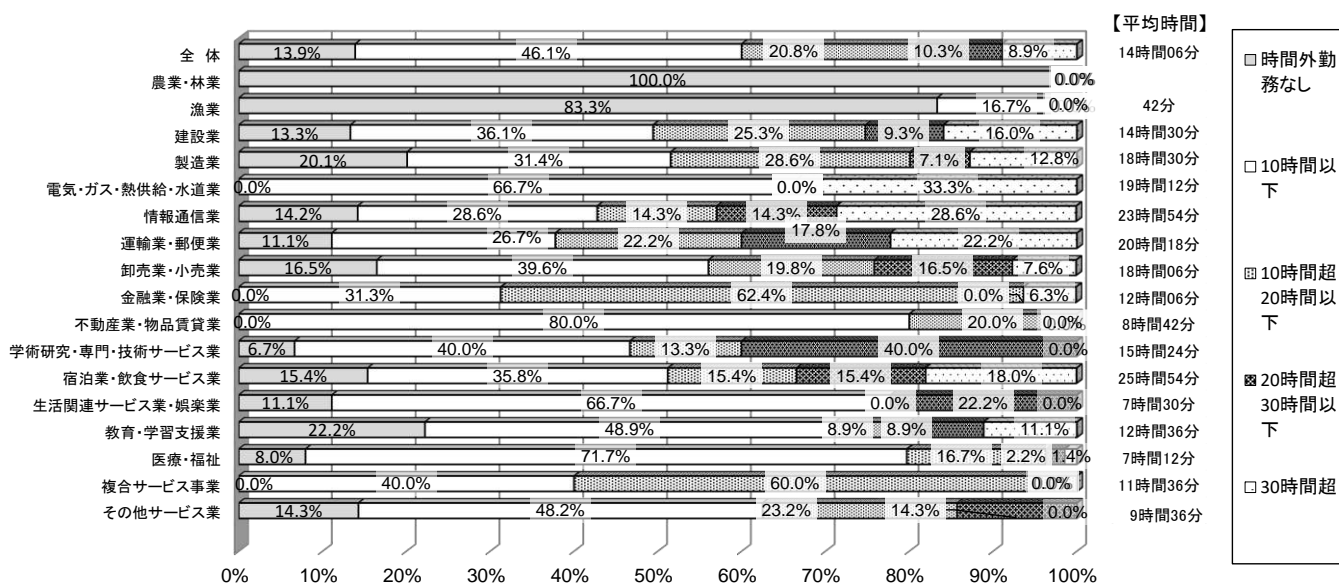
② 時間外労働時間

時間外勤務のあった事業所は全体の 86.1%となっている。

また、1 人あたりの 1 か月の平均時間外労働時間は、14 時間 06 分となっている。

(図 3, 別表 4-P 26)

図 3 1 か月の時間外労働時間



③ 週休2日制

週休2日制を実施している事業所は全体の63.5%となっている。(別表5-P27)

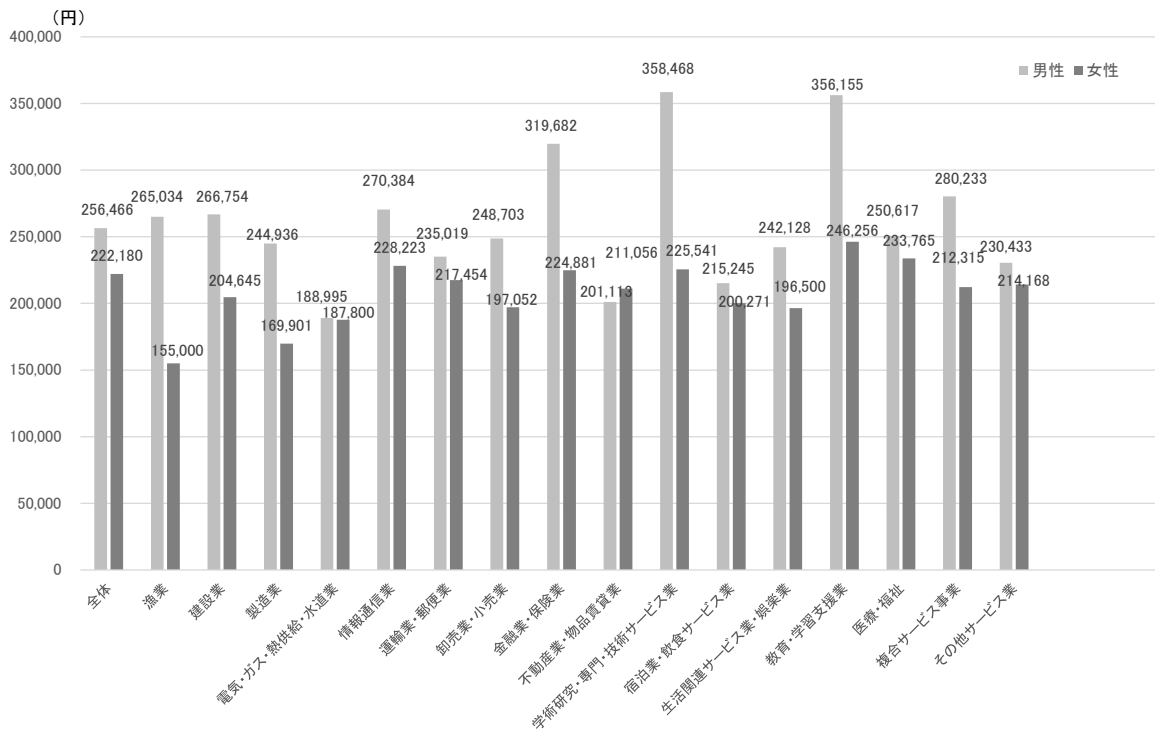
(3) 賃金

① 基本給

基本給の総平均額は、男性256,466円、女性222,180円となっている。

(図4, 別表6-P27)

図4 平均基本給額



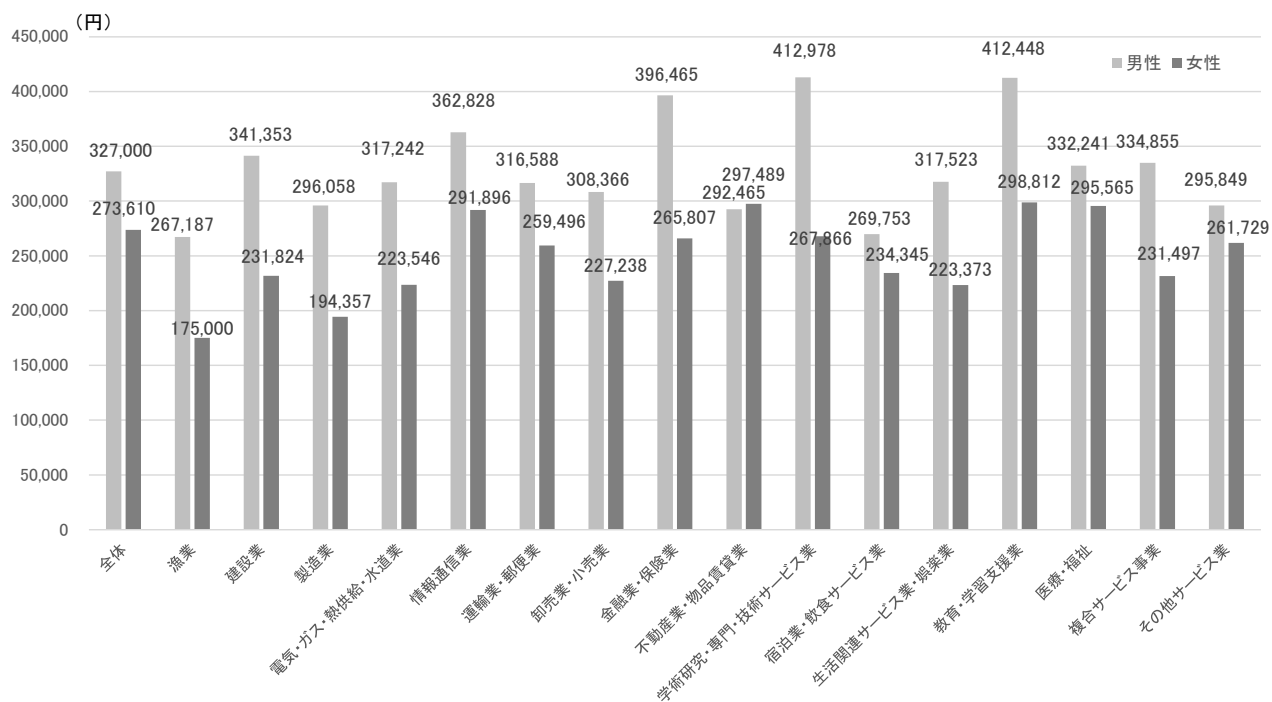
② 基本給+諸手当

基本給と諸手当の合計額の総平均額は、男性 327,000 円、女性 273,610 円となっている。

産業別では、男性は学術研究、専門・技術サービス業が最も高く 412,978 円、女性は教育・学習支援業が最も高く 298,812 円となっている。

(図 5, 別表 7-P28)

図 5 平均基本給額+諸手当

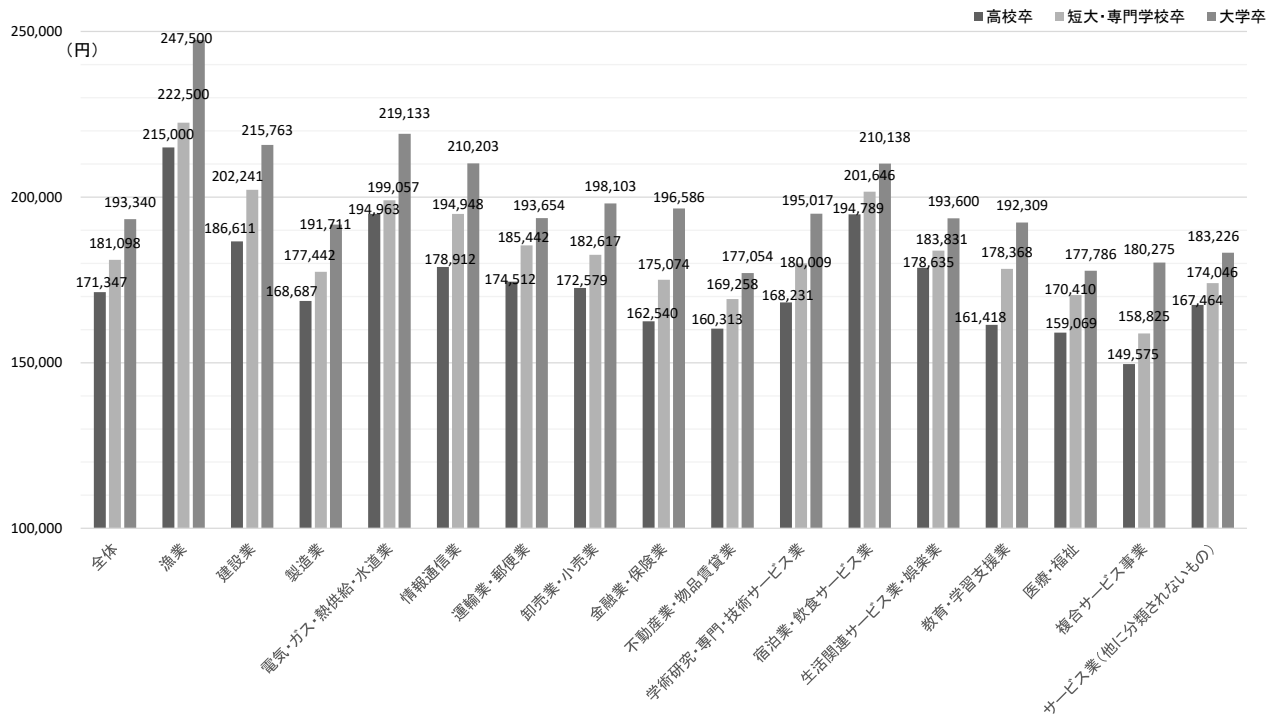


③ 新規学卒者の初任給

新規学卒者の初任給の総平均額は、高校卒が 171,347 円、短大・専門学校卒が 181,098 円、大学卒が 193,340 円となっている。

(図 6, 別表 8-P 28)

図 6 新規学卒者の初任給



④ 定期昇給・ベースアップ

定期昇給を実施した事業所は、全体の 75.2%となっている。

また、ベースアップを実施した事業所は、全体の 53.6%となっている。

(別表 9-P 29)

(4) 生活補助給

① 家族手当

家族手当を支給している事業所は、全体の 66.6%となっている。

(図 7, 別表 10-P 29)

② 住宅手当

住宅手当を支給している事業所は、全体の 55.8%となっている。

(図 7, 別表 10-P 29)

③ 通勤手当

通勤手当を支給している事業所は、全体の 89.3%となっている。

(図 7, 別表 11-P 30)

④ 燃料手当

燃料手当を支給している事業所は、全体の 51.2%となっている。

(図 7, 別表 11-P 30)

⑤ 夏季手当

夏季手当を支給している事業所は、全体の 84.5%となっている。

(図 7, 別表 12-P 30)

⑥ 年末手当

年末手当を支給している事業所は、全体の 82.3%となっている。

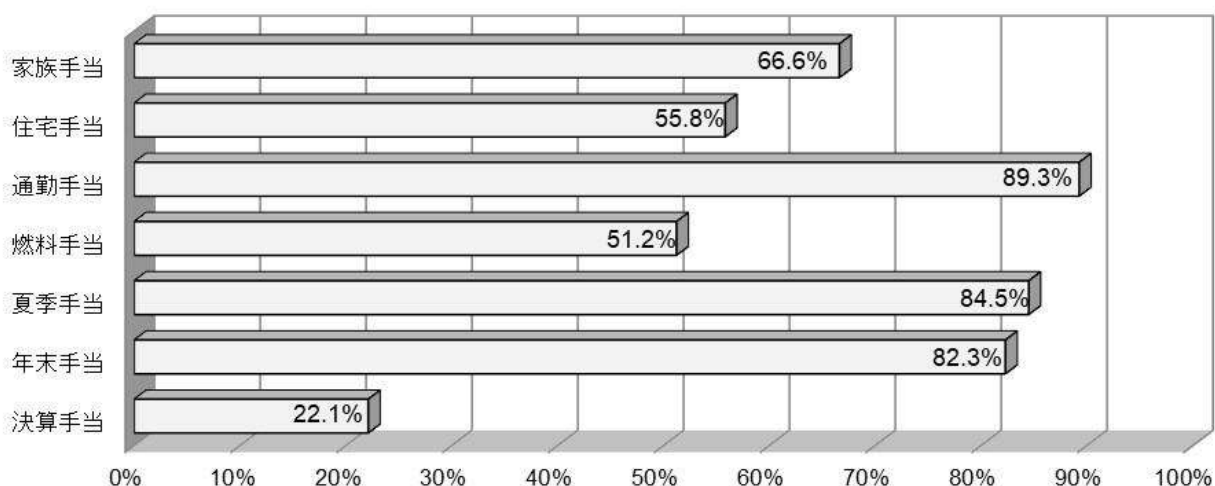
(図 7, 別表 13-P 31)

⑦ 決算手当

決算手当を支給している事業所は、全体の 22.1%となっている。

(図 7, 別表 14-P 31)

図 7 生活補助給・諸手当を支給している割合



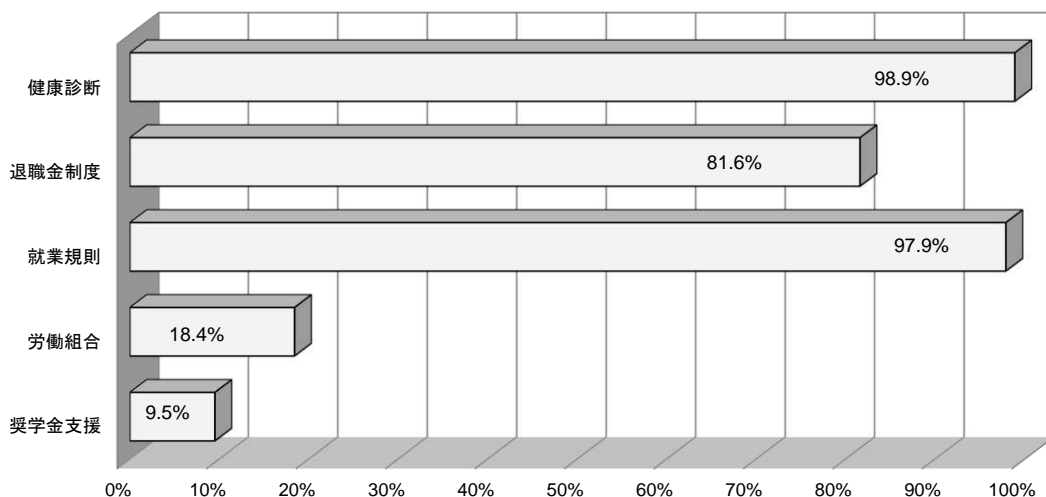
(5) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康診断 98.9%、退職金制度 81.6%、就業規則 97.9%となっている。

また、労働組合のある事業所は 18.4%、奨学金支援のある事業所は 9.5%となっている。

(図 8, 別表 15-P 32)

図 8 諸制度がある割合



(6) 高年齢者雇用安定法の取り組みについて

高年齢者雇用安定法の取り組みについては、「継続雇用制度の導入」が 76.6%で、「定年を 65 歳または 65 歳以上に引き上げ」が 15.7%、「定年制度の廃止」が 7.7%となっている。

(別表 16・ - P 32)

(7) 労働力

① 新規学卒者等の採用状況

新規学卒者を採用した事業所は、24.8%となっている。

採用総数は486人で、卒業した学校の種別では、短大・専門学校卒が225人で最も多く、次いで大学卒132人、高校卒129人の順となっている。

高校卒は建設業、短大・専門学校卒と大学卒は医療・福祉での採用が最も多くなっている。

新規学卒者以外を採用した事業所は全体の55.3%で、採用総数は1,200人となっている。

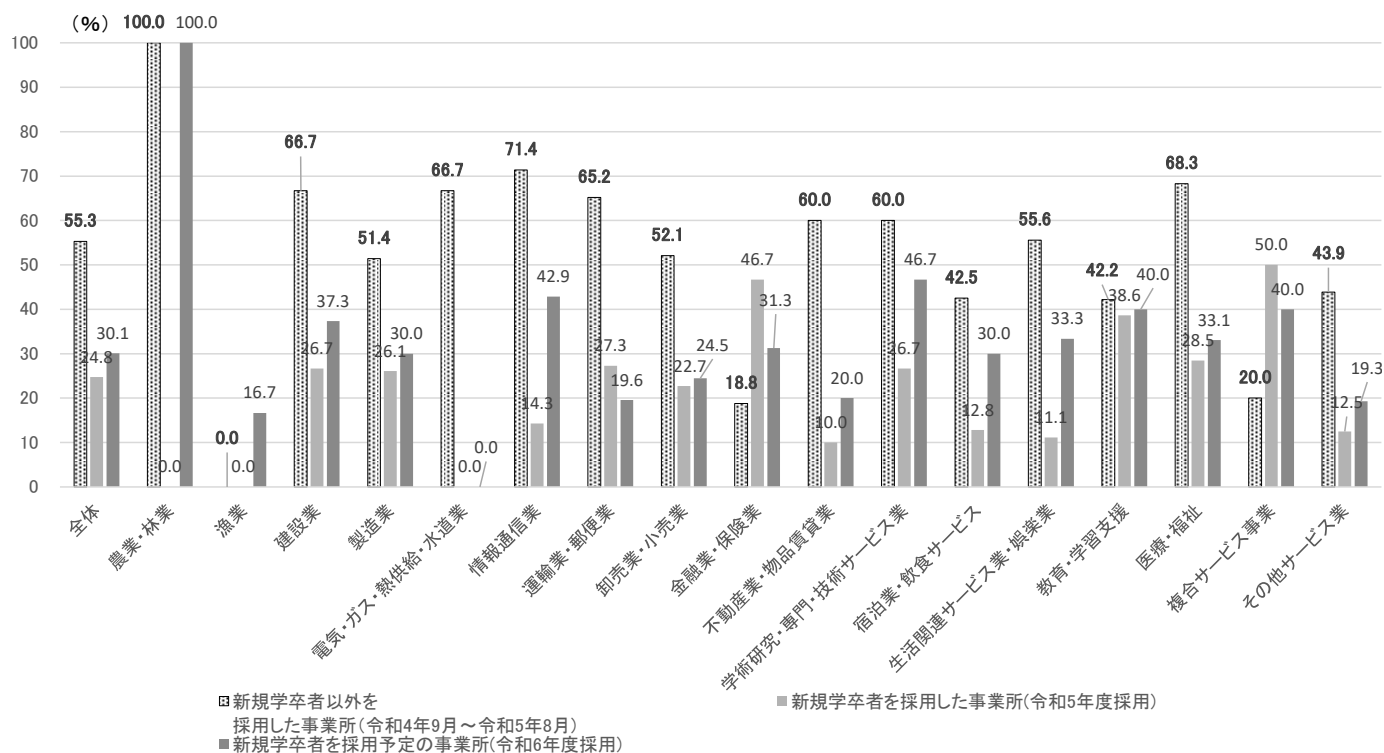
また、新規学卒者を採用しなかった理由では、「現員で充足している」で最も多くなっている。

令和6年度に新規学卒者を採用する予定のある事業所は、全体の30.1%となっており、採用予定数は、高校卒が275人、短大・専門学校卒が288人、大学卒が277人となっている。

令和2年4月以降に採用した新規学卒者数は1,630人でこのうち令和5年3月までの離職者数は371人となっており、新規学卒者の採用後3年以内の離職率は22.8%となっている。

(図9、別表17～20－P33～34)

図9 採用状況



② インターンシップ制度を通じた学生の受け入れ状況

インターンシップ制度を通じて学生を受け入れた事業所は、全体の13.6%となっており、受け入れ実績は、高校が248人、短大・専門学校が97人、大学が245人となっている。

受け入れに関する意向では、「受け入れ可能」の回答が30.8%で、「条件次第では受け入れ可能」が29.1%、「受け入れ不可」が40.1%となっている。また、受け入れ目的では、「新卒者の採用確保」が最も多くなっている。

(別表21・22－P35)

③ 現在の労働力と今後の人材確保の対応策

現在の労働力については、「充足」の回答が41.8%、「不足」56.7%、「過剰気味」1.5%となっている。

また、今後の人材確保の対応策については、「正規雇用を増やす」が59.8%で最も高く、次いで「人材育成」が14.2%となっている。

(別表23－P36)

⑤ 非正規従業員から正規従業員への転換実績

非正規従業員から正規従業員への転換実績のある事業所は、25.4%となっている。また、転換実績はないが検討予定は、26.8%となっている。

(別表24－P37)

3 契約社員・臨時従業員

(1) 契約社員・臨時従業員構成

契約社員・臨時従業員の総数は3,508人で、年齢別の構成比では、60歳以上が最も高く39.1%、次いで50代が20.6%、40代が16.8%などとなっている。

男女別では、男性50.1%、女性49.9%となっている。

契約社員・臨時従業員のうち障がい者の割合は2.3%となっている。

(別表 25・26－P 38・39)

(2) 雇用契約期間

雇用契約期間は、「1年」の回答が38.6%と最も多く、次いで「3年超」が31.0%などとなっている。

(別表 27－P 40)

(3) 賃金（日額）

1日当たりの平均賃金は10,123円で、産業別では、学術研究、専門・技術サービス業の13,751円が最も高く、不動産業、物品賃貸業の8,414円が最も低くなっている。

(別表 28－P 40)

(4) 仕事の内容

仕事の内容は、「正規従業員と同じ」の回答が55.8%、「正規従業員の補助」が34.6%、「独立した仕事」が9.6%となっている。

(別表 29－P 41)

(5) 労働契約

労働契約の締結方法は、「文書で結ぶ」の回答が98.9%、「口頭で結ぶ」が1.1%、「特に明示していない」事業所はなかった。

(図 10, 別表 29－P 41)

(6) 就業規則

就業規則は、「専用の規則がある」の回答が67.2%、「正規従業員の規則を適用」が31.0%となっており、就業規則のある事業所はあわせて98.2%となっている。

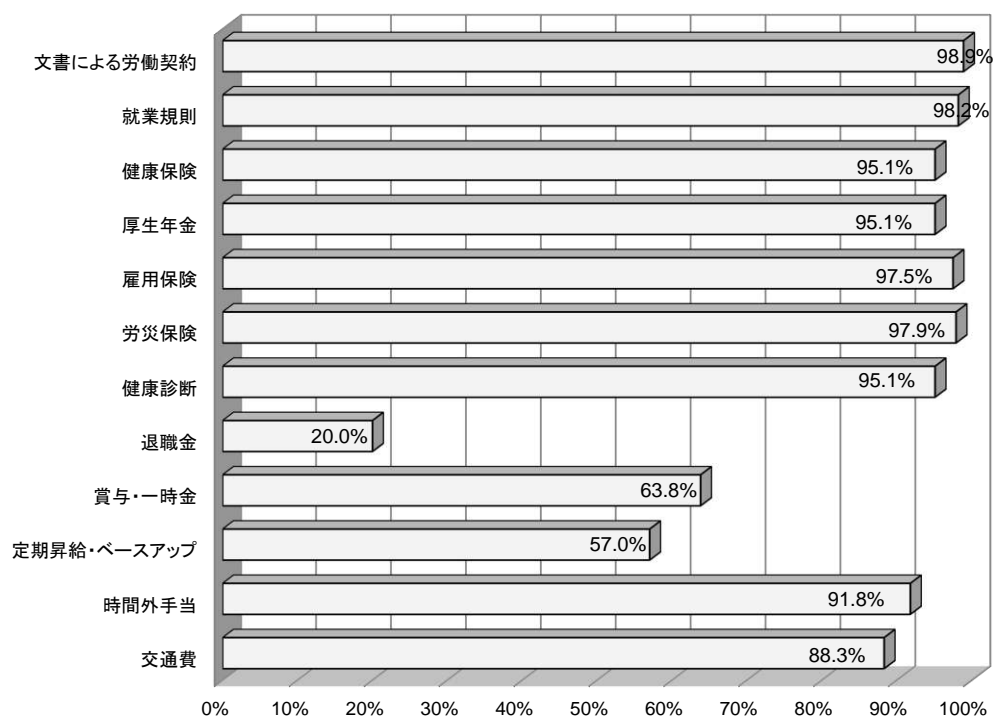
(図 10, 別表 29－P 41)

(7) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康保険 95.1%、厚生年金 95.1%、雇用保険 97.5%、労災保険 97.9%、健康診断 95.1%、時間外(超過勤務)手当 91.8%、交通費 88.3%と高くなっているが、退職金は 20.0%と低くなっている。

(図 10, 別表 30-P 41)

図 10 契約社員・臨時従業員の諸制度がある割合



(8) 正規従業員への転換

契約社員・臨時従業員から正規従業員に転換する制度は、「制度あり」が 71.5%、「制度なし」が 28.5%となっている。

(別表 31-P 42)

(9) 同一労働同一賃金への対応について

同一労働同一賃金への対応状況については、「対応済み」の回答が 58.8%で、「対応予定」が 14.1%、「該当しない」が 27.1%となっている。

(別表 32-P 42)

4 パートタイム従業員

(1) パートタイム従業員構成

パートタイム従業員の総数は、7,304人で、年齢別の構成比では、60歳以上が35.0%と最も高く、次いで50代が20.6%などとなっている。

男女別は、男性25.4%、女性74.6%となっている。

パートタイム従業員のうち、障がい者の割合は3.4%となっている。

(別表 33・34－P 43・44)

(2) 労働時間および労働日数

① 労働時間

1日の平均労働時間は、「4時間以上6時間未満」の回答が41.4%と最も多く、次いで「6時間以上」が38.4%などとなっている。

(別表 35－P 45)

② 労働日数

1週の平均労働日数は、4.3日となっている。

(別表 36－P 45)

(3) 賃金（平均時間給）

1時間当たりの平均賃金は、1,125円となっている。

(別表 37－P 46)

(4) 仕事の内容

仕事の内容は、「正規従業員の補助」の回答が55.2%、「正規従業員と同じ」が27.3%、「独立した仕事」が17.5%となっている。

(別表 38－P 46)

(5) 労働契約

労働契約の締結方法は、「文書で結ぶ」の回答が94.0%、「口頭で結ぶ」が4.7%、「特に明示していない」が1.3%となっている。

(図 11, 別表 38－P 46)

(6) 就業規則

就業規則は、「専用の規則がある」の回答が62.1%、「正規従業員の規則を適用」が33.1%となっており、就業規則のある事業所はあわせて95.2%となっている。

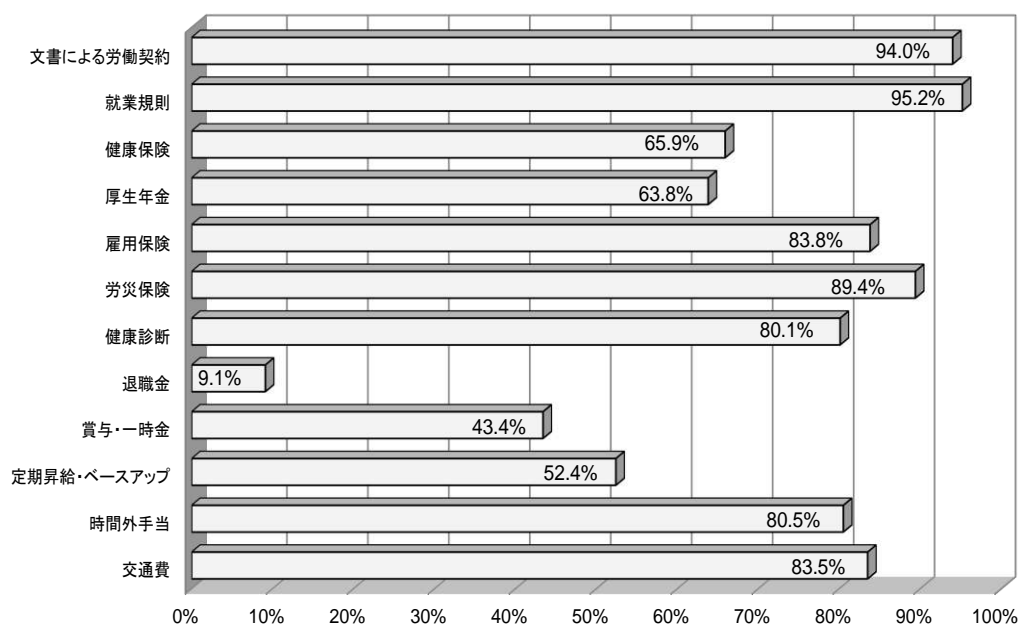
(図 11, 別表 38－P 46)

(7) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康保険 65.9%、厚生年金 63.8%、雇用保険 83.8%、労災保険 89.4%、健康診断 80.1%、退職金制度 9.1%、賞与・一時金 43.4%、定期昇給・ベースアップ 52.4%、時間外（超過勤務）手当 80.5%、交通費 83.5%となっている。

(図 11, 別表 39-P 47)

図 11 パートタイム従業員の諸制度がある割合



(8) 正規従業員への転換

パートタイム従業員から正規従業員に転換する制度は、「制度あり」が 59.9%、「制度なし」が 40.1%となっている。

(別表 40-P 48)

(9) 同一労働同一賃金への対応について

同一労働同一賃金への対応状況については、「対応済み」が 50.3%で、「対応予定」が 12.2%、「該当しない」が 37.5%となっている。

(別表 41-P 48)

5 育児休業, 両立支援, 介護休業制度

(1) 育児休業制度

育児休業制度を就業規則などで定めている事業所は、全体の84.5%となっている。

育児休業中の賃金の取扱いは、「有給」が5.9%、「一部有給」が12.8%、「無給」が81.3%となっている。

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和5年8月31日までに育児休業を取得した割合は89.4%、同じく配偶者が出産した男性のうち、育児休業を取得した者の割合は29.0%となっている。

(別表 42－P 49)

(2) 介護休業制度

介護休業制度を就業規則などで定めている事業所は、全体の80.0%となっている。

介護休業中の賃金の取扱いは、「有給」の回答が5.7%、「一部有給」が12.3%、「無給」が82.0%となっている。

過去1年間に介護休業を取得した人数は、男性5人、女性22人、合計で27人となっている。

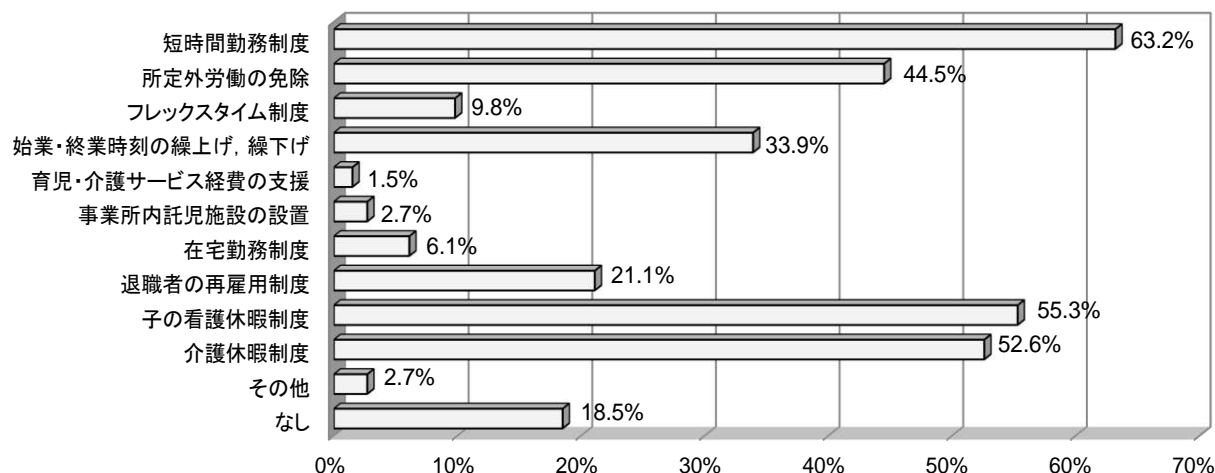
(別表 43－P 49)

(3) 仕事と子育て・介護の両立支援制度（複数回答）

就業規則などで定めている仕事と子育て・介護の両立支援制度は、「短時間勤務制度」の回答が63.2%と最も多く、次いで「子の看護休暇制度」が55.3%、「介護休暇制度」が52.6%などとなっている。

(図 12, 別表 44－P 50)

図 12 仕事と子育て・介護の両立支援制度



6 その他

(1) 障がい者の雇用について

① 障がい者の雇用の有無

障がい者の雇用状況について、「現在雇用している」の回答が26.1%、「現在は雇用していない」が18.6%、「これまで雇用したことはない」が55.3%となっている。

(図13, 別表45-P51)

② 雇用している障がい者の種別

雇用している障がい者の種別は、身体障がい者が43.3%と最も高く、次いで知的障がい者が31.1%、精神障がい者が25.6%となっている。

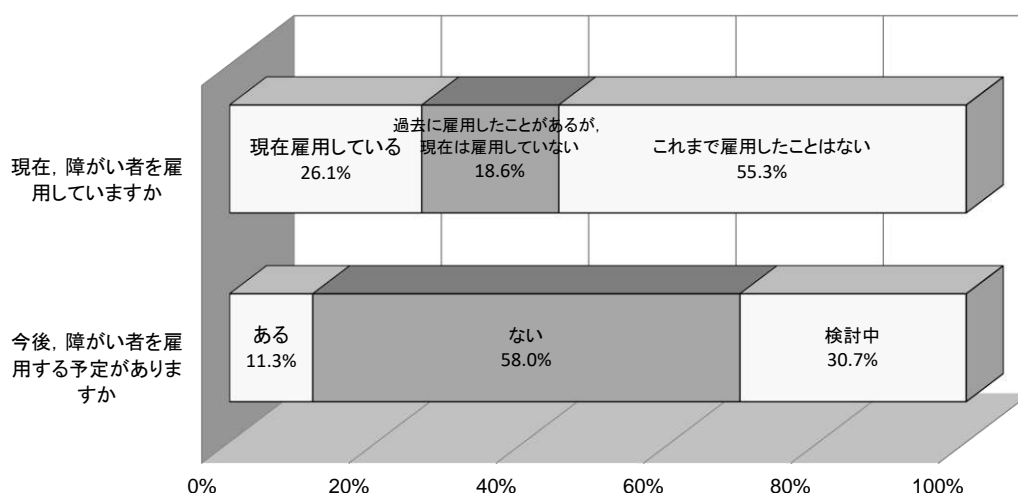
(別表46-P51)

③ 障がい者の雇用予定

障がい者の雇用予定がある事業所は、全体の11.3%となっている。

(図13, 別表47-P52)

図13 障がい者の雇用, 雇用の予定



④ 障がい者の雇用に係る課題について（複数回答）

障がい者の雇用にあたり、課題となっている項目は、「会社内に適した仕事がない」の回答が49.1%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が47.0%、「採用時に適性、能力を把握できるか」が31.7%などとなっている。

(別表48-P52)

⑤ 必要なサポート（複数回答）

障がい者雇用を拡大していくために必要なサポートとして、「雇い入れの際の助成制度の充実」の回答が40.0%、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が39.1%、「雇用継続のための助成制度の充実」が36.5%などとなっている。

(別表49-P53)

(2) 働き方改革の取り組み内容について（複数回答）

働き方改革への取り組み内容として、「有給休暇消化率の向上」が77.9%と最も高く、次いで「長時間労働の是正」が56.6%、「従業員の生産性の向上」が38.9%となっている。

(別表 50－P 53)

(3) 外国人の雇用について

① 外国人の雇用の有無と採用方法（複数回答）

外国人を雇用している事業所は、全体の11.9%にあたる74事業所で、雇用総数は407人となっており、在留資格別の構成比では、「技能実習生」が60.4%と最も高く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が14.0%となっている。

また、男女別の構成比では、男性30.2%、女性69.8%となっている。

採用方法については、「監理団体を通じて」の回答が35.2%、「自社で募集」が30.7%となっている。

(別表 51～53－P 54～56)

② 外国人の雇用予定と雇用理由（複数回答）

外国人の雇用予定がある事業所は、全体の13.5%にあたる47事業所で、雇用を検討している事業所は17.5%の61事業所となっている。

雇用理由については、「日本人のみでは人手が不足するため」と「国籍に関係なく優秀な人材を確保するため」が57.4%と最も高く、次いで「外国語によるサービス向上のため」が22.2%、「専門的知識を有する人材の確保」が17.6%となっている。

(別表 54・55－P 56・57)

③ 外国人雇用の課題と解決のための支援（複数回答）

外国人を雇用するにあたっての課題として、「言語・他の従業員とのコミュニケーション」が64.9%と最も高く、次いで「雇用ルール、採用方法がわからない」が30.8%、「宿舍の用意」が22.8%となっている。

支援については、「信頼できる監理団体や人材紹介会社等との相談体制の強化」が49.3%と最も高く、次いで「外国人を雇用している企業の参考事例」が31.1%となっている。

(別表 56・57－P 57・58)

④ 外国人を採用しない理由（複数回答）

外国人を採用しないと回答した事業所は、全体の69.0%にあたる240事業所で、採用しない理由として、「日本人のみで人手が充足している」が45.7%と最も高く、次いで「言語等のコミュニケーションに不安がある」が40.0%、「研修・教育に時間がかかる」が17.1%、「受け入れ手続きが煩雑」が15.0%、「雇用ルール、採用方法がわからない」が14.6%となっている。

(別表 54・58－P 56・58)

(4) 雇用問題について（複数回答）

雇用に関して、直面している問題や取り組むべきと考える問題については、「人材育成」の回答が 60.2%、「従業員の高齢化」が 52.6%、「従業員の定着率の向上」が 45.7%、「技能の継承」が 25.8%などとなっている。

(図 14, 別表 59－P 59)

図 14 雇用問題

